報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省行政相談センター きくみみ沖縄

令和 4 年 12 月 16 日
沖縄行政評価事務所

ハローワークへの求職の申込みにより支給が停止される年金の支給再開手続に係る周知方法等が見直されました！

― 沖縄行政評価事務所のあっせんを踏まえ、浦添年金事務所及び沖縄労働局が回答 ―

総務省沖縄行政評価事務所（所長:神里豊）は、以下の行政相談を受け、民間の有識者で構成する行政苦情救済推進会議(注)（座長:宮國英男弁護士）の意見を踏まえ、令和 4 年 6 月 10 日、浦添年金事務所及び沖縄労働局にあっせんを行いました。

このあっせんについて、浦添年金事務所及び沖縄労働局から、それぞれ同年 9 月 28 日付け、同年 9 月13日付けで、以下のとおり回答を受領しました。

行政相談の要旨

私は、令和 2 年 9 月 30 日に離職（自己都合退職）し、その後、特別支給の老齢厚生年金（以下「特別厚生年金」という。）(注1)の受給申請を行い、同年 11 月分から受給した。

その後、令和 2 年 12 月 14 日に公共職業安定所へ求職の申込みを行い、失業給付（雇用保険の基本手当）を申請した。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る県独自の緊急事態宣言が発令（令和 3 年 1 月 20 日から 2 月 28 日まで）され、私は健康上の不安を感じたことから、同年 2 月 16 日に公共職業安定所に対して求職活動を行わない旨の申立てを行い、失業保険の要件である労働の意思・能力が無いとする「雇用保険法第4条第 3 項不該当処分」（以下「4 条不該当処分」という。）(注2)を受けた（この間、失業給付は受給していない。）。また、同じ日に浦添年金事務所に対して年金の支給再開の手続を行い、求職活動をした期間に支給停止された年金をすぐに支給するよう依頼した。しかし、同事務所から「失業給付の給付制限期間により停止された年金（令和 3 年 1 月分～3 月分）の精算は、失業給付の受給期間満了日（令和 3 年 9 月 30 日）以降になる」と言われた。

年金は、生活の安定を保障するためにあると思うので、すぐに支給してほしい。

（注）1　特別厚生年金は、平成 6 年及び 12 年の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）改正により、定額部分と報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢が、受給権者の生年月日に応じて段階的に 60 歳から 65 歳へ引き上げられたことに伴い、その経過措置として一定の受給資格要件を満たした 65 歳未満の者に支給されている老齢厚生年金をいう。

2　4 条不該当処分は、求職者の失業給付を受ける権利を有したまま、今後、失業給付を支給しないとするものである。公共職業安定所では、失業給付の受給資格がある求職者が、求職活動を行わない旨の申立てをした場合、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第4条第3項に規定されている「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態」に該当しないことから、4 条不該当処分を行っている。

なお、求職者が翻意して受給期間中に再度求職の申込みをした場合には、改めて公共職業所安定所において就職の意思、能力等を審査の上、受給期間内に失業給付を支給することが可能である。

当事務所のあっせん

浦添年金事務所は、次の措置を講ずる必要がある。

① 現行法制度上、失業給付の給付制限期間中に支給停止された年金を受給するためには事後精算が必要であり、事後精算を経ずに受給できるようにするためには関係法令の改正又は運用改善が必要である。このため、貴事務所は当該事項を改善要望検討事項として、日本年金機構本部を通じて厚生労働省に対して、特別厚生年金と失業給付のいずれも受給できず無収入となる期間が発生しないよう、法令改正又は運用改善による救済ができないか検討を要請すること。

② 特別厚生年金の受給権者が、年金受給開始後、公共職業安定所で求職の申し込みを行った場合、失業給付との併給調整により年金の支給が停止されることから、当該年金の受給申請を初めて行う際に、年金の再支給手続及び事後精算の仕組み等について資料を提供する等により、制度の周知に一層努めること。

③ 併給調整を受けた特別厚生年金の受給権者が、公共職業安定所に4条不該当処分を申請する際、上記②に記載したような資料を配布するよう公共職業安定所に依頼する等により、制度の周知に一層努めること。

沖縄労働局は、次の措置を講ずることが望ましい。

① 公共職業安定所において、日本年金機構が発行する広報資料を配布及び備え付ける等により、特別厚生年金と失業給付の併給調整及び事後精算の仕組み等について、周知に協力するよう努めること。

② 4条不該当処分を受けようとする者に対する上記①の広報資料の配布に併せて、未支給となった年金の支給の再開時期や再開の流れ等について、年金事務所又は一部の公共職業安定所において配置している年金アドバイザーから説明を受けることを助言するよう努めること。

浦添年金事務所の回答

① 日本年金機構本部を通じ、厚生労働省に対して、沖縄行政評価事務所長からのあっせんを踏まえて、特別厚生年金と失業給付のいずれも受給できず無収入となる期間が生じないよう、法令改正又は運用改善による救済ができないか検討するよう要請した。

② 日本年金機構本部は、特別厚生年金の請求に関する年金相談において雇用保険の基本手当等の受給手続をしている者に配布しているリーフレットについて、今回の事案を踏まえ、「失業給付の受給期間中に、求職活動を行わない旨の申立てを行った場合の事後精算」に係る説明を明記することとしている。併せて、同リーフレットは全国の年金事務所へ配布するとともに、日本年金機構ホームページにも掲載することとしている（令和4年11月中目途）。

③　特別厚生年金の受給権者が雇用保険法第４条第３項不該当処分を申請する際に、上記リーフレットの配布等をするよう、日本年金機構本部を通じて、厚生労働省から各都道府県の公共職業安定所あてに協力依頼を行うことにより、制度周知に一層努めることとする（令和４年10月中目途）。

（注）　浦添年金事務所の回答中、②については令和４年11月１日にリーフレットの配布及び掲載が、③については同年10月14日に協力依頼が行われています。

沖縄労働局の回答

令和４年８月８日に開催された公共職業安定所長会議において、職業安定課長から各安定所長に対し、以下のとおり指示した。

①　公共職業安定所において、日本年金機構が発行する広報資料を配付及び備え付ける等により、特別厚生年金と失業給付の併給調整及び事後精算の仕組み等について周知に協力するよう努めること。

②　４条不該当処分を受けようとする者に対する広報資料の配付に併せて、年金事務所又は一部の公共職業安定所に配置している年金アドバイザーから説明を受けることを助言するよう努めること。

（注）　行政苦情救済推進会議
相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために開催しているもので、弁護士、大学教授、報道機関及び経済団体関係者等の委員で構成されています。

【問合せ先】　総務省沖縄行政評価事務所
主任行政相談官室　新井、仲西
電話:098-866-0145（代表）